

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A市所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月からは、同市所在の会社C店の店長として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅で死亡しているところを発見された。

死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時頃（推定）、直接死因：急性虚血性心疾患、直接死因の原因：異型狭心症、直接に死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名：高尿酸血症」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) D医師作成の平成〇年〇月〇日付け死体検案書によると、被災者の直接死因は「急性虚血性心疾患」であり、その原因は、「異型狭心症」としている。また、被災者に発症した疾病について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日付け症状所見書において、「異型狭心症」と述べ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「冠攣縮性狭心症」と、それぞれ意見を述べている。当審査会としても、これらの医師の意見及び被災者の死亡に至る経緯等から、被災者の疾病は、死亡原因となった「急性虚血性心疾患」(以下「本件疾病」という。)であり、その発症日は平成〇年〇月〇日であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

#### (3) 異常な出来事への遭遇について

本件疾病発症直前から前日までの間において、被災者が「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

#### (4) 短期間の過重業務について

被災者の本件疾病発症前1週間の総労働時間数は50時間30分で、時間外労働時間は3時間30分であって、休日を1日取得しており、その他心身への

特段の業務負荷要因は認められないから、被災者が発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したものは認められない。

(5) 長期間の過重業務について

ア 被災者の時間外労働時間数は、本件疾病発症前1か月間に20時間15分であり、発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前2か月目の39時間が最長であって、業務と発症との関連性が強いと評価できる発症前1か月間に100時間又は発症前2か月間ないし6か月間を平均して月80時間を超えておらず、その他心身への特段の業務負荷要因は認められないので、被災者が本件疾病発症前おおむね6か月間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

イ この点について、請求代理人は、①午後9時以降の時間帯についての労働実態が十分調査されておらず、被災者の午後9時以降の勤務がレギュラー勤務報告書に反映されていない可能性がある、②被災者は店長として月に数回本社での会議等に出席していたが、これらの会議時間への出席時間がレギュラー勤務報告書に反映されているか不明である、③被災者は平成〇年〇月〇日から同月〇日までの1週間で38時間の時間外労働を行い、このうち5日間は1日13時間30分から16時間の勤務をしているが、このような短期間の過度の長時間労働によって心疾患が発症に至った可能性があるとして主張するので、検討すると、以下のとおりである。

(ア) 上記①について、請求代理人は、被災者の午後9時以降の具体的な労働時間数等については何ら主張していないところ、Gは、要旨、「被災者は、午前10時から午後7時までと午前12時から午後9時までのシフトが多かった。私は午後2時頃帰るので、被災者がいつも何時頃に帰っていたかはわからないが、遅くとも午後9時頃には退社していたと思う。」と述べ、夜間のアルバイトHは、「午後8時30分に出勤することが多かったが、被災者は帰られる時間帯でちょうど入れ替わりの時間のため顔を合わすことはほとんどなかった。顔を合わすとしても、被災者が更衣室で帰る支度をしていて言葉を交わす程度であった。被災者が残って仕事を一緒にしたのはセールの時でそれ以外はなかった。平成〇年〇月末に5日間の半額セールがあったが、そのときは、被災者は私が入ってしばらくして帰られたと思う。10時頃だったと思う。」旨述べていることを踏まえ、レギュラー勤

務報告書を確認すると、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの被災者の退店時間はそれぞれ午後10時45分、午後10時30分、午後10時30分、午後11時30分、午後11時と記載されていることから、当審査会としては、被災者の午後9時以降の勤務状況は同報告書に反映されているものと判断する。

(イ) 上記②について、請求代理人は、被災者が会議に出席した具体的な時間数等については何ら主張していないところ、Gは、「月1回開催される店長会議と2か月に1回開催される会社の会議に出席するのが店長の仕事であるが、被災者はこの会議に出席する際は直行直帰されていたので店に来ることはなかった。」旨述べていることから、会議に出席した日のレギュラー勤務報告書に記載された退店時間は会議終了時間と判断される。そこで、会社から提出された「出張（会議、研修等）内容」に記載された出張時間とレギュラー勤務報告書を照合すると、同報告書に記載された退店時間が出張時間より早いものも見受けられるが、Iは、「出張時間は所定の会議所要時間を記載したもので、退店時間が会議終了時間より早い日は会議が早く終わったためと考えられる。会議の日の退店時間は被災者自身が入力するので間違いはないと思う。」と述べていることからすると、会議の日の退店時間には会議の終了時間が記入されていることが確認でき、当審査会としては、被災者の会議出席時間は同報告書に反映されているものと判断する。

(ウ) 上記③については、請求代理人が指摘する長時間労働は短期間の過重業務に相当するものであるが、認定基準では、発症に近接した時期、すなわち発症前おおむね1週間に特に過重な業務に従事した場合をいうものとされている。しかし、請求代理人の指摘する長時間労働に被災者が従事したのは、本件疾病発症の2か月近く前であり、発症に近接した時期ではないから、当該長時間労働を理由に、被災者が特に過重な業務に従事したものと認めることはできない。

(エ) 以上から、請求代理人の上記①から③までの主張は採用できない。

#### (6) 基礎疾患等について

ア 被災者は、平成〇年の定期健康診断において「高血圧。要経過観察」と指摘され、平成〇年以降の定期健康診断において、毎回「高尿酸血症。要治療」と指摘されている。

イ 請求人は、「平成〇年〇月中旬頃から、胸が痛いと言って近くのE医院に診察してもらった結果、心臓が悪いことがわかり、コニール錠とニトロペン舌下錠を服用していた。〇月〇日心電図メーカーを着用しながら仕事をしてみたいと思います。」と述べ、Gは、「〇月頃被災者から『朝起きたら胸が痛いんや。』と聞いたことがあった。」旨述べているところ、F医師は、「冠攣縮性狭心症は発作中致命的な不整脈が合併することがあり、被災者の死亡は、既存の冠攣縮性狭心症が悪化し、致命的な不整脈が原因となったものであり、業務との直接因果関係はないものと思われる。」としている。

ウ 以上から、被災者の健康状態については、問題があったことが認められる。

(7) 以上を総合すると、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、異常な出来事への遭遇、短期間の過重業務及び長期間の過重業務のいずれも認められないから、被災者の既存の虚血性心疾患が自然経過により悪化したものとするのが相当であり、したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると認めることはできない。

なお、E医師は、「家族の話では、胸痛を起こされる時期から残業が多くなったとのことであり、業務との因果関係は強く疑われる。」旨の意見を述べているが、同医師の意見は、業務が発症原因である可能性を示唆したものにすぎず、その意見は採用できない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。